

第三者評価結果

事業所名：川崎市中原保育園

共通評価基準（45項目）

I 福祉サービスの基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者評価結果
【1】 I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<p><コメント></p> <p>基本理念「子どもたちの権利を保障し未来を担う子どもたちの生きる力の基礎を育む保育」、及び保育目標、保育方針は川崎市公立保育園共通の方針として明文化されており、パンフレットや川崎市のホームページに記載されています。職員は年度末の乳幼会議等で学び、行動規範として日々実践し、子どもたちの心身の成長を育んでいます。保護者に対しては、全保護者を対象とした「保育内容説明会」を例年4月中旬の土曜日に開催し説明していますが、今年度はコロナ禍のため、職員が創意工夫をこらした動画を作り、オンラインで実施して好評を得ています。</p>	

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者評価結果
【2】 I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
<p><コメント></p> <p>市は「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」を策定し、各区に「保育・子育て総合支援センター」を設置する等の計画を策定しています。園は保育園であると同時に中原区の「子育て支援の拠点」の機能を担い、総合支援センターや地域みまもり支援センターと連携しています。毎月の連絡会で子育て支援や民間保育所との連携、保育人材育成等、事業効果の確認や課題の抽出を行っています。保育事業を取り巻く環境の把握・分析は自治体からの情報の範囲にとどまり、園独自の把握・分析は課題としています。</p>	
【3】 I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	b
<p><コメント></p> <p>市保育対策課は市立保育園の経営状況を把握して分析し、保育の内容や組織体制、設備の整備、職員体制等の具体的な課題や問題点を明らかにしています。園の収支は保育対策課で予算管理され、園長は年度始めの計画に基づいて職員からの要望と調整を図り、執行しています。経営課題の共有化をどの範囲で行うかなどの課題があります。園は令和3年に保育園としての機能を検討し、木のぬくもりのある2階建ての建物を新築しています。園では人材育成を通じてのチームカアッスを掲げ、取り組んでいます。</p>	

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者評価結果
【4】 I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
<p><コメント></p> <p>市は「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」を策定し、各区に「保育・子育て総合支援センター」を設置する等の計画を策定しています。また市は中期計画として「川崎市総合計画 第3期実施計画（2022～2025年）」を策定し「子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり」を目標に掲げて推進しています。今年度はこの4ヶ年計画の初年度です。園は市の中期計画に沿って運営されていますが、園独自の中期計画の策定はありません。今後、市の方針のもとで園独自の課題に取り組む中期計画の策定が期待されます。</p>	

<p>【5】 I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。</p>	<p>b</p>
<p><コメント> 園は市の子育て中期計画に沿い、単年度の「運営方針（事業計画）」を策定しています。方針には「川崎市公立保育所運営指導方針」をもとに、重点取組、保育基本理念をはじめ、保育の質・適切な予算執行・子どもの権利保護・事故防止・災害時対策・健康管理・食育・地域交流・研修等の方針が記載されていますが、具体的な実施内容はそれぞれ分野別に別途作成されているため記載がありません。園の単年度計画の内容に、さらに課題や今年度の各種重点取組事項を、数値目標や具体的な成果等で設定し、実施状況の評価を行える内容にすることが期待されます。</p>	
<p>(2) 事業計画が適切に策定されている。</p>	
<p>【6】 I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。</p>	<p>b</p>
<p><コメント> 園の今年度の運営方針（事業計画）には、「川崎市公立保育所運営指導方針」を基として、基本的な方針が記載されています。事業計画は、昨年度の自己評価等を反映して具体的に記載し、定められた時期、手順等に基づいて実施されることが肝要です。また、計画にあたっては、職員等の参画や意見の集約・反映のもとに策定されることが期待されます。</p>	
<p>【7】 I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。</p>	<p>b</p>
<p><コメント> 運営方針（事業計画）の内容は「保育内容説明会」やクラス懇談会で説明し伝えています。例年は4月中旬に開催していますが、今年度はコロナ禍のため、職員が創意工夫をこらした動画を作り、オンラインで説明会を実施して好評でした。園だよりやクラス便り、ほけんだより、給食だより等の各種たよりや各行事について、その目的や狙いをICTソフトを活用して配信することにより、保護者等に迅速に周知することができています。今後、年度の重要施策などを盛り込んだ事業計画を作成し、保護者に周知することが期待されます。</p>	

4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

<p>(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【8】 I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。</p>	<p>b</p>
<p><コメント> 園は組織的に週日、月間、年間のサイクルで自己評価を実施し、PDCAサイクルに基づいて保育の質の向上の取組をしています。個人別キャリアプランの取組や、人事評価シートでの自己評価で年3回園長と面談し、成果と課題を確認しています。園内の課題について年間を通じて検討、改善する複数のプロジェクトが機能しています。「休憩室での付箋コメント」「デジタルアンケート」やICTを活用した意見集約、少人数のワークなどが職員間の共通認識や相互理解を深め、保育の質の向上につながっています。園ではまだできることがあると考えています。</p>	
<p>【9】 I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 評価結果を分析し、園として取り組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立てて実施しています。指導計画や報告書は担当者が評価を行い、回覧や会議、ICTソフトの配信機能などを活用して園内で共有し、改善点を討議し、次の計画に反映しています。合議に至らない場合は複数回検討の場を設けたり、アンケートを取るなどして、全職員が納得した答えを採択できるよう努めています。事故の検証では記録を休憩室の壁面に掲示しています。職員は記録を共有し、付箋に意見を書いて意見を出し合い、改善策の方向を見出す活動をしています。</p>	

II 組織の運営管理

1 管理者の責任とリーダーシップ

(1) 管理者の責任が明確にされている。	第三者評価結果
<p>【10】 II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。</p>	a
<p><コメント> 園長は運営規程にもとづき園の特徴や地域性に合わせた運営方針を策定し、年度始めの全体会議で、新年度の保育目標と保育方針と共に、職員に詳しく説明しています。また同時に新年度の各職員の職務分掌等についても周知しています。保護者等には、年度始めに「保育内容説明会」をリモートで実施して、保育基本理念・保育目標・保育方針を説明し、園長の思いを保護者等に伝えています。園長の役割と責任や、園長不在時の権限委任者、災害等有事における対応、連絡体制等を職員に周知しています。</p>	
<p>【11】 II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。</p>	a
<p><コメント> 園長は、市主催の「施設長研修・マネジメント研修・人材育成研修」や、外部主催の「児童福祉法研修」等にも積極的に参加して研鑽を積んでいます。遵守すべき法令やコンプライアンス等の理解を深め、取引事業者、行政関係者等利害関係者との適正な関係を保持しています。区別連絡会や定例園長会を通じ、遵守すべき法令等について必要な情報更新を行い、その内容を職員に周知しています。年2回、職員が遵守すべき事項についてのサービスチェックシートで理解を促し、遵守していることを確認しています。</p>	
(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	
<p>【12】 II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。</p>	b
<p><コメント> 園長は保育の質の向上に意欲を持ち、組織としての取組に十分な指導力を発揮しています。保育に積極的に関わる中で保育内容や保育を進める担任の思いを理解し、報告書や会議だけでは分からない保育の質の把握に努めています。また、クラスの中に入り、現場で保育の様子を見て指導しています。研修は各自が主体的に興味や関心をもって参加できるよう、適切な研修機会の提供を保障しています。園長は今年4月の着任で、今は保育の現場をしっかりと把握し、次年度に生かして行きたいと考えています。</p>	
<p>【13】 II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。</p>	b
<p><コメント> 園長は、同じ建物内の「中原区保育・子育て総合支援センター」で実施する衛生委員会に参加し、働きやすい職場づくりについての課題の抽出や改善の検討を行っています。会議で出された課題の解決に向けて職員の意見をまとめ、方向性を明らかにし、再び職員にゆだねるというプロセスを大切に、職員が主体的に考え実行する風土づくりを進めています。職員数が多く、意思形成に困難がある中で、ICTソフトを活用して会議時間を削減し、効率良く意見集約しています。感染症予防対策等で制約も多く、働きやすい環境への取組に課題があると認識しています。</p>	

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	第三者評価結果
<p>【14】 II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。</p>	b
<p><コメント> 園が目標とする保育の質を確保するために必要な人員体制は、市の職員配置基準に基づいて適正な配置となっています。新任の職員採用は人事担当が行っています。会計年度任用職員（非常勤職員）が必要になった場合は、ハローワーク等で採用活動を実施し、園長自身が面接して採否を決めています。今年度は病休や医療的なケア等が必要な園児を受け入れたことなどの諸事情により人材の確保に課題があります。必要な人員体制の構築に向けて柔軟な採用活動を行い、職員の追加配置が期待されます。</p>	

<p>【15】 II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。</p>	<p>b</p>
<p><コメント></p>	
<p>市は公立園共通の理念を定め、「川崎市保育士（看護師・栄養士）人材育成のための手引書」に川崎市職員としての「人材ビジョン（期待する職員像）」や「求められる能力」を明記しています。「求められる能力」は「行政実務能力・チームワーク力、危機管理能力・保育技術能力・相談支援能力・地域支援民間支援能力」等を新任期から担当係長までの4ステージごとに掲げています。人事基準は明確に規定されていますが、職員がモチベーションを高め、自ら将来の姿を描くことが出来るようなビジョンや仕組み作りが期待されます。</p>	
<p>(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。</p>	
<p>【16】 II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。</p>	<p>b</p>
<p><コメント></p>	
<p>園長は職員の有給休暇の取得や時間外労働のデータを月末に確認し、就業状況を把握しています。時間外労働は自己申告制ですが、申請が3回続けば内容を確認しています。「残業をしない環境・風土作り」に取り組んでいますが、コロナ禍で異年齢保育が行いづらく、クラス別保育を実施しているために現在残業は平均6～7時間程度あり、課題としています。育児時短時間制度の導入等、ワークライフバランスにも配慮しています。毎年の産業医職場巡視やストレスチェックの結果は全員で共有し、職場の環境改善に活用しています。</p>	
<p>(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。</p>	
<p>【17】 II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント></p>	
<p>人事評価制度に基づき職員は「人事評価シート（業績評価・能力評価）」を作成し、園長と面談をしています。目標設定を行うことで自身の業務目標が明確になり、業務に携わることができています。園長は、職員一人ひとりの目標設定等が適切に行われるよう指導し、中間フォローで進捗状況を確認し、年度末に達成度の確認をしています。また毎年「公立保育所キャリアシート」を作成し、中・長期目標を設定して毎年の育成担当者（上長）との面談によってステップアップに繋げています。新規採用職員には「OJTノート」を活用して育成に取り組んでいます。</p>	
<p>【18】 II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント></p>	
<p>川崎市保育所等職員研修体系が策定され、「人材育成シート」で定められている資質・能力の向上に向けた各種研修が体系的に実施されています。「保育士等人材育成のための手引書」には「求められる職員像」が明示されており、その達成に向けて行政職階層別研修や保育士等階層別研修を計画し実施しています。園では各職員の経験や勤続年数、習熟度に応じて、年間の研修計画を策定し、実施しています。公立保育所キャリアシートで研修履歴が明確になり、必要な研修が把握できています。毎年総合的な人材カリキュラムの見直しを行っています。</p>	
<p>【19】 II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。</p>	<p>b</p>
<p><コメント></p>	
<p>職員個々の経歴や研修受講履歴は「公立保育所キャリアシート」で自己管理しています。職員は自身で自分のキャリアに必要な研修を選び受講することができます。ICTソフトを活用して研修情報を即時に周知し、一人でも多く参加できるよう勤務体制を組み、関心ある研修を選択して参加できる仕組みを整えています。新採用職員に対するOJTはクラスチーフが指導を担当し、マンツーマンで指導が実施されています。コロナ禍で学びに適した対面研修や参加者と意見交換しながら学ぶ機会が十分に確保できないことを課題としています。</p>	
<p>(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。</p>	
<p>【20】 II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント></p>	
<p>川崎市は実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化し、育成プログラムを作成しています。実習生の申込は市が担当し、園では実習生担当が学校の実習要領や実習生の意向をもとに実習クラスを決定し、オリエンテーションを実施しています。毎年、実習生受け入れの実績があり、今年度も保育士や栄養士志望者等の実習をしています。担当を中心としてクラス担任や園長が様子を見守り、実習日誌の反省の記述や実習内容を踏まえての助言を行っています。担当者は外部講師や市の研修を受講しています。</p>	

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	第三者評価結果
【21】 II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
<コメント> 川崎市並びに園のホームページに保育園の理念や方針、目標、保育内容等の情報が開示されています。市のホームページの「川崎市保育概況」には保育所の利用状況や事業報告、予算・決算報告等の情報が開示されています。苦情や意見の窓口、第三者委員等の記載は入園のしおりや重要事項説明書に記載されています。苦情や意見等が出された場合は丁寧に回答を伝えると共に、ICTソフトを活用して全保護者に公開しています。子育て支援関係のパンフレットを子育て支援センターや保健センター等で配布しています。	

【22】 II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
<コメント> 市公立園における事務、経理、取引等に関するルールを明確にし、園では市の規定に沿い、公正かつ透明性の高い適正な経営・運営が実施されています。園では川崎市職員サービスチェックシートや情報セキュリティチェックシートで点検し、書類内容等に記載漏れや瑕疵がないか職員間で確認し、必要な改善を行っています。園では保護者からの金銭の取り扱いはなく、緊急時のタクシー代などごく一部の金券取り扱いがあるだけです。支払い関係はすべて市で管理しています。園の財務に対する内部監査は金券や受払簿の適正な取扱いを確認するのみです。	

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。	第三者評価結果
【23】 II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
<コメント> 今年度はコロナ禍のため、感染症対策の観点から積極的な交流は控えています。現在は「ベビーカースルー絵本貸し出し」や「保育連続講座 Welcom to なかはら広場（保育相談）」「園庭開放」「なかはら子ども未来フェスタ」等様々な地域支援事業を実施し、オンラインでの育児相談等も実施しています。来年度からは、体験保育（地域支援）や親子でランチ（保護者支援）が計画されています。感染症対策に配慮しつつ地域の人々と子どもとの交流の機会を設け、地域の人々の保育園への理解を深めると共に世代間交流等の実施が期待されます。	

【24】 II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
<コメント> ボランティア受け入れや、地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化し、希望があればその都度実施しています。園では中学生の職業体験学習や高校生のインターンシップを実施しています。小学生の町探検も受け入れ、小学生たちが訪問すると、子どもたちが喜んでます。実施にあたっては事前にオリエンテーションを行い、ボランティア受け入れマニュアルに基づいて園活動に必要な注意事項や個人情報の取扱いなどを丁寧に伝えています。	

(2) 関係機関との連携が確保されている。	第三者評価結果
【25】 II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
<コメント> 子どもにより良い保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関との連携が適切に行われています。連携支援しているケースは年齢別に5歳、3歳、1歳の3ケースがあります。子どもに権利侵害が疑われる場合は、母親の顔色、子どもの機嫌、いつも通り食べているか、お迎え時の子どもの様子などを注意深く見守り、職員会議等で職員間に周知し共有されています。担当職員は毎月の要保護児童対策地域協議会に参加して保護司と連携し、園やセンター職員間で情報共有のうえ支援体制の確保に努めています。	

(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	
【26】 II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
<コメント> 園は地域の子育て支援拠点として利用してもらえよう、園庭開放や絵本の貸し出しなどの事業を展開しています。把握したニーズは併設の地域・子育て支援センターや保育所内で実施する一時預かり事業でも共有し、循環型の支援体制の構築に努めています。一方的にノウハウを伝えるのではなく、自身で体験して自信をつけたり参加者同士がつながるきっかけづくりとなるよう努めています。子育てサロンでは遊びの紹介や子育て相談を実施し、地域住民には子育て支援以外で直接発信しています。	
【27】 II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
<コメント> 全体的な計画に地域との交流や支援センターとの役割を明文化しています。地域子育て支援センター利用者にも、園の防災訓練に参加してもらい緊急時の対応を周知しているほか、災害時に避難場所を持たない近隣保育園や支援ニーズの高い地域住民の依頼に対して、可能な限り避難等の受け入れを行う体制を整えています。AED設置の掲示を出し、必要時には提供し、近隣住民の安心安全への支援に取り組んでいます。地域コミュニティの活性化や街づくりの支援は今後の課題としています。	

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

1 利用者本位の福祉サービス

(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		第三者評価結果
【28】 III-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a	
<コメント> 園の運営方針に、子どもを尊重した保育を実施することを明示しています。園の玄関や各保育室に掲示して保護者や職員に周知しており、職員は共有理解して保育に努めています。5歳児は、自分の思いを伝え、相手の話を聞くことができる態度が身に付くよう、こども会議を定期的に行っています。どのような一年生になりたいか、どのような大人になりたいかなど、子どもが自分の思いを言葉で表現し、友だちに伝える活動に取り組んでいます。		
【29】 III-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	a	
<コメント> 園内研修でプライバシー保護について、職員間で理解し保育に努めています。おむつ交換の際には0歳時保育室に隣接された沐浴室で衝立を使用しています。身体測定時ではカーテンを使用して、人目に触れにくい配慮をしています。幼児は看護師から、プライベートゾーンについて話を聞いて学んでおり、年齢を考慮して話の内容を段階的に変えています。園でのこうした取組や集会の様子は、保育室前の掲示板で保護者に伝えています。		
(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
【30】 III-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a	
<コメント> 園のパンフレットには、保育理念や保育方針のほか、保育内容、デイリープログラムなどを写真とイラストを用いてわかりやすく掲載しています。園見学の希望は、いつでも受け付けています。園見学者は1日1～2組、見学時間は30分程度として、コロナ感染症拡大防止対策に努めて行っています。園内に入れない時期には、園庭から見学してもらい、園内の様子は写真などでイメージを持てるよう工夫しました。見学は園長や見学担当職員が対応し、パンフレットに沿って丁寧な説明を心がけています。		

<p>【31】 Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 年度始めの保育内容説明会はコロナ感染症拡大防止対策のため対面での実施を中止とし、代わりにICTソフトで保育内容説明会のオンライン配信を実施しました。資料に沿って園長から保育目標や保育内容を説明し、担任からのメッセージ、保育所の職員紹介など、子どもに関わる職員を紹介しました。また、調理室から給食を作る場面も動画に組み込まれており、普段は目にすることがない調理室で給食を作る工程を紹介することが出来ました。保護者にわかりやすく伝えようと、職員一同で取り組んでいます。</p>	
<p>【32】 Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 利用者の事情により転園が生じた場合は、子どもが次の園でも安心して過ごせるよう保育の継続性に配慮しています。転園先が川崎市の公立保育園の場合は、保護者の了解を得て個人観察記録を共有しています。転園先から問い合わせがあった場合は、保護者に確認のうえ対応するようにしています。保育所の利用が終了した後も、園長が窓口となり、関係機関との連携の継続に努め、保護者から相談を受け付ける体制を整えています。</p>	
<p>(3) 利用者満足の向上に努めている。</p>	
<p>【33】 Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。</p>	<p>b</p>
<p><コメント> 日々の保育の中で、子どもの気持ちを聞いたり、表情や遊んでいる様子から、子どもが満足するまで遊び込んでいるかなどを把握しています。園では、川崎市主催の養成研修修了者である発達支援コーディネーターによる「話して聞いてスッキリスマイル」・「みんなで話してスッキリスマイル」を実施しており、保護者と個別、または複数人で保護者の相談や話したい気持ちに寄り添う仕組みを整えています。発達支援コーディネーターが把握した内容を職員全体で共有し、検討会議ができる仕組み作りを検討しています。</p>	
<p>(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。</p>	
<p>【34】 Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。</p>	<p>b</p>
<p>【判断した理由・特記事項等】 川崎市保育園苦情解決要綱に基づき、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員を設置し、苦情解決の体制を整備しています。園の廊下に苦情解決の仕組みをわかりやすいフロー図で掲示し、保護者に周知しています。第三者委員の連絡先も掲示していますが、保護者には徹底されておらず、周知の工夫が望まれます。苦情を受け付けた場合の仕組みが整っており、解決までの記録を適切に行っています。</p>	
<p>【35】 Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 日頃から保護者とのコミュニケーションを大切にしており、相談窓口が複数あることを周知して相談や意見を述べやすい環境を整備しています。園の職員紹介の掲示板では、発達相談支援コーディネーターの養成研修修了者に目印をつけて掲示しています。発達支援コーディネーターは、保護者配信アプリで「ぽかぽかだより」を発行し、年間の活動計画を保護者に周知しています。面談室があり、話のしやすい環境を整えています。</p>	
<p>【36】 Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 0~2歳児クラスは毎日の連絡帳で、3~5歳児クラスは配信ツールを使って園の様子を伝えています。保護者には、日頃から穏やかに丁寧な行動を心がけており、いつでも意見や相談をしやすい雰囲気づくりに努めています。意見箱を設置したり、保護者アンケートを行うなどして、意見を把握する仕組みが整っています。今年度から、保護者アンケートをICTソフトで行ったことで回答率が上がり、より多くの意見が寄せられています。アンケートは担当者が分析し、次年度の計画に反映させています。</p>	

(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。	
【37】 Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
<コメント> 子どもの体調に変化が生じた場合は、保護者に一報を入れて様子を知らせています。緊急を要さない時などは、経過観察の状況を保護者に伝えており、お迎え時に経過を伝えています。職員は保育中に事故があった場合の動きを確認するアクションカードを携帯しています。アクションカードは4枚綴りで、第一発見者・救命手当・職員収集後の指示出し・記録と役割が明確になっています。毎年、プール遊び前には、看護師から子どもが水に溺れた場面を想定しての救助方法の指導を受けています。	
【38】 Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<コメント> 園では、「健康管理マニュアル」を作成して、感染症の発生や予防に対応しています。川崎市感染症情報「今、何の病気が流行しているのか!」と、園内での感染状況は、掲示板に赤・黄・緑のシールの色で周知し予防を啓発しています。看護師は保健に関する研修を定期的に受講しており、職員間で情報共有しています。ケース別の対応方法を園内に掲示し、迅速で的確な対応がとれるように努めています。	
【39】 Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
<コメント> 職員の危機管理プロジェクト担当により、避難訓練計画を立てています。地震・火事・風水害などの災害を想定して具体的に訓練しており、年1回は、消防署と連携して消火訓練を行っています。保護者の協力のもと、伝言ダイヤル訓練や引き取り訓練をしています。園内の安全な場所にダンゴムシのシールを貼り、子どもに地震が発生した時は、シールの場所でうずくまる体勢になることを伝えています。園内での連携は図れていますが、併設の保育・子育て総合支援センターとの連携について検討しています。	

2 福祉サービスの質の確保

(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		第三者評価結果
【40】 Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a	
<コメント> 標準的な実施方法は、川崎市「保育の質ガイドブック」明示されており、それにもとづいて適切に実施しています。日々の保育は、各クラスのデイリープログラムに、リーダー職員とサブ職員の役割分担が明確になっており文書化しています。職員は一人一冊、中原保育園運営マニュアルや緊急時対応マニュアルなどを綴ったファイルを持っており、見直しや変更があった時には各自でマニュアルを差し替えて最新情報を確認できるようにしています。		
【41】 Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a	
<コメント> 職員は、入職時に川崎市の「保育の質ガイドブック」にもとづいた研修を受講しており、職員全員が理解しています。日々の保育を単に計画通りに進めることだけが目的にならないよう、職員会議で指導計画の評価・振り返りを行い、必要に応じて修正する仕組みができています。日々の子どもたちの様子と併せて、保護者からのアンケートや個別面談などで寄せられる要望や意見も踏まえ、マニュアル反映に生かしています。		
(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
【42】 Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	a	
<コメント> 指導計画は全体的な計画にもとづき、園長を中心に保育者・栄養士・保健師がそれぞれの視点から、子ども一人ひとりに配慮した指導計画を適切に作成しています。離乳食の進め方は、毎月の「離乳食家庭連絡票」で職員・栄養士と保護者で子どもの喫食状況を情報共有しています。栄養士は園での喫食状況を把握し、保護者面談により家庭での様子を踏まえた個別の離乳計画を立てています。		

【43】 Ⅲ-2-(2)-②
定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。

a

<コメント>

毎月の乳児クラス会議・幼児クラス会議において、個別のケースなど含め日々の保育の振り返りをし、職員会議で全体共有しています。アレルギー対応・離乳食・オムツからパンツへの移行などは、家庭での様子を保護者に確認しながら計画・取り組み・見直しをしています。年間指導計画は4期に分け、期ごとに目標や実施内容を定めており、見直しています。年度末に年間指導計画の評価を実施しており、評価した結果は次期の計画作成に生かしています。

(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

【44】 Ⅲ-2-(3)-①
子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

a

<コメント>

川崎市の統一様式で個別指導計画や個人観察記録を作成し、計画に基づいて保育が実施されています。子どもに関する保育の実施状況の記録は、職員間で子どもの様子を情報共有したうえで、記録する職員によって記録内容に差異が生じないようにしています。また、記録の際はマニュアルに基づき、職員間で必要な情報を記入しています。

【45】 Ⅲ-2-(3)-②
子どもに関する記録の管理体制が確立している。

b

<コメント>

川崎市個人情報保護条例に基づき、入園時に個人情報の取り扱いについて説明し、保護者から書面で同意を得ています。保育内容説明会においても、園の行事での写真・ビデオ撮影は可能ですが、園内の掲示写真や保育中の写真なども含めて、SNSへの投稿などの注意を呼びかけています。園では、SNS等によるプライバシーの保護に対する対策を検討したいと考えています。